

平成24年11月27日
国土交通省

「都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日を定める政令」 及び「都市の低炭素化の促進に関する法律施行令」について

1. 背景

第180回国会において都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）が成立し、平成24年9月5日に公布されたところである。今般、法の施行に伴い、施行期日を定める政令を制定するとともに、それに伴い必要となる事項及び関係政令の整備に係る規定を定めることとする。

2. 概要

I. 都市の低炭素化促進に関する法律の施行期日を定める政令

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日は、平成24年12月4日とする。

II. 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）

- (1) 下水の取水等の許可の対象となる熱供給施設に準ずる施設を、水等を加熱又は冷却し、それを利用するためのボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備（熱供給施設を除く。）とする。（令第1条関係）
- (2) 都市公園の占用許可の特例の対象となる施設は、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設、蓄電池及び熱供給施設とする。（令第2条関係）
- (3) 軌道事業の特許を要する軌道利便増進実施計画の認定の申請手続を定める。（令第6条から第8条関係）
- (4) 下水の取水等の許可に係る基準として、下水熱利用設備の構造、取水する下水の量等について定める。（令第9条関係）
- (5) 許可事業者が公共下水道等の排水施設に流入させる下水に混入させることが可能なものを、凝集剤又は洗浄剤であって公共下水道管理者等が公共下水道等の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認めたものとする。（令第10条関係）
- (6) 設置又は改修が低炭素建築物新設等計画の認定対象となる建築設備は、空気調和設備その他の機械換気設備、照明設備、給湯設備又は昇降機とする。（令第11条関係）
- (7) 低炭素建築物の容積率の算定に算入しないこととする床面積は、低炭素建築物の延べ面積の二十分の一を限度として、国土交通大臣が定めるものとする。（令第13条関係）
- (8) 上記のほか、法の施行に伴い必要となる事項を定めるとともに、関係政令の整備に係る規定を定める。



3. 今後のスケジュール

閣	議	平成24年11月27日(火)
公	布	平成24年11月30日(金)
施	行	平成24年12月4日(火)

問い合わせ先：国土交通省代表番号：03-5253-8111

○総論について

都市局都市計画課 宮沢【内線：32-663】

○下水道関連（令第1条、令第9条、令第10条）について

水管理・国土保全局下水道部下水道企画課 岡田【内線：34-122】

○都市公園関連（令第2条）について

都市局公園緑地・景観課 水野【内線：32-932】

○集約都市開発事業関連（令第3条から令第5条まで）及び附則について

都市局市街地整備課 石田・潮【内線：32-752、32-725】

○軌道利便増進事業関連（令第6条から令第8条まで）について

鉄道局総務課 植垣【内線：40-152】

○低炭素建築物関連（令第11条から令第13条まで）について

住宅局住宅生産課 永田【内線：39-434】